

令和8年度第2回食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

◎日時

2026年7月14日 14時00分～15時17分

◎場所

現地及びオンライン会議

事務局設置場所:中央合同庁舎第4号館 12階共用1203 会議室
(東京都千代田区霞が関3-1-1)

◎出席者（五十音順・敬称略）

大山和俊、折戸謙介、加藤くみ子、近藤麻子、瀧本秀美、田口貴章、堤智昭、中島美紀、
野田隆志

◎事務局

及川仁 消費者庁食品衛生・技術審議官

高江慎一 消費者庁食品衛生基準審査課長

境啓満 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長 ほか

○事務局 ただいまから「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会はオンラインと対面を組み合わせで開催し、ライブ配信による動画中継での公開にて行わせていただきます。

初めに、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本日は、須恵委員より御欠席、加藤委員より1時間程度遅れての御参加、野田委員より15時45分頃御退席との御連絡をいただいております。また近藤委員のご参加が少し遅れていらっしゃるようです。現時点で農薬・動物用医薬品部会の委員10名中7名の御出席をいただいております、部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第6条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。

なお、大山委員、折戸委員、近藤委員、瀧本委員、田口委員、中島委員、野田委員はオンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受け取りに

ついて、事前に各委員に確認を行ったところ、該当はございませんでした。

それでは、以後の議事進行については堤部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○堤部会長 部会長の堤と申します。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は「議事次第」「委員名簿」「オンライン会議の事前共有事項」のほか、「資料1から5」「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御準備しております。

このうち、資料1-1から資料5-1が本日御審議いただく各品目の報告書案、資料1-2から資料5-2が各品目の食品安全委員会の通知書または評価書でございます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

また会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれましては、本日の会議の進行については「オンライン会議の事前共有事項」に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いいたします。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたらマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。またチャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日は、議題1として農薬5品目の審議を行いたいと思います。

なお、部会資料の作成に当たりましては、関係委員の方に御検討いただき、事前にいただいた意見を踏まえた上で、本日の資料としております。

それでは、議題1の農薬「クロラントラニリプロール」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 農薬クロラントラニリプロールです。

それでは、資料1-1を御覧ください。

本剤は令和7年11月部会で御審議をいただいた後、WTO通報に対して海外機関から大豆の基準値維持に関わる要請がなされたことから御審議をいただくものです。

部会報告書案につきましては、変更点を中心に御説明いたします。令和元年12月部会の報告書及び令和7年11月部会の報告書を添付資料として本部会報告書案に添付しておりますので、適宜御参照願います。

1ページの概要については、変更はありません。

続いて、項目2. 適用の範囲及び使用方法については、別紙1-5に大豆を追記しています。

項目3. 代謝試験については、代謝物略称一覧の化学名を IUPAC PIN に変更しました。

2ページからは項目4. 作物残留試験です。(1) 分析の概要で、海外で今回追加された大豆の分析法を追記するとともに、記載を整備しました。(2) 作物残留試験結果については、別紙2-2の記載を整備して注1を追加し、別紙2-5に今回提出された大豆の試験成績を追記しています。

3ページ、項目5. 魚介類における推定残留濃度から項目8. 諸外国における状況までは変更はありません。

4ページ、項目9. 残留規制対象及び項目10. 暴露評価対象にも変更はありません。

続きまして、暴露評価結果です。長期暴露評価は、大豆の基準値設定に伴い再計算をしましたが、数値に変更はなく、最も高い幼児で2.6%に収まっております。

6ページから25ページの別紙1に適用の範囲及び使用方法が記載されています。

別紙1-1は前回の2025年9月18日時点版から今回の2026年5月13日版に更新しました。

25ページ、別紙1-5にブラジル大豆の適用を記載しています。

作物残留試験成績が26ページから36ページの別紙2に示しており、36ページの別紙2-5に網がけした大豆の作物残留試験成績を追記しています。

37ページからの別紙3が基準値案となっており、大豆については前回国際基準値を採用する案としていましたが、今般提出された大豆の作物残留試験結果から現行の基準値を維持する案としています。

続きまして、41ページの別紙4から長期暴露評価の結果です。

最後の47ページからが答申案となっています。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本品目ですが、本部会におきまして7回目の審議となります。今般、令和7年11月部会におけます審議後に、国外から基準値維持要請がなされたことから、事務局で整理を行った上で、再審議するものです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず1. 概要ですが、こちらは変更がないということですので、次に行きます。

2. 適用の範囲及び使用方法になります。こちらですが、変更がありまして、別紙1-5、25ページになるかと思いますが、こちらにブラジル大豆における使用方法が追記されております。網がけになっているところがそうです。こちらですが、委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

なければ、次の3. 代謝試験に移りたいと思います。代謝物略称一覧の化合物、1ページ目の下から2ページ目の上にかけて一覧が載っていると思いますが、こちらがIUPAC名の優先名、優先IUPAC名と呼びますが、これに従って変更されております。こちらについては先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の4. 作物残留試験に移りたいと思います。こちらは新たにブラジルの作物残留試験が追加されておりまして、分析法が3ページ目の海外というところに記載されております。それに伴いまして、(2)作物残留試験結果にその試験結果が記載されておりまして、別紙2-5、36ページになるかと思いますが、こちらの網がけされているところが追記部分になるかと思います。

そのほか記載整備といたしまして、先ほど説明がありました別紙2-2、33ページの脚注の注1が追記されているとのことです。こちらについて委員の先生方、御意見等はございますか。

○大山委員 すみません、大山ですけれども、よろしいでしょうか。

今回の変更箇所ではないのですけれども、別紙2-4。

○堤部会長 先生、何ページでしょうか。

○大山委員 35ページです。その一番上に記載されている作物残留試験データなのですが、2回、7日のデータが採用されていると記載されています。一方で、経過日数のcGAPは14日に下線が引かれていまして、7日のデータの採用が正しいのかどうなのか確認いただけませんか。

○堤部会長 ありがとうございます。

これは通常14日以降が作物残留試験データを採用する目安となりますので、この辺りは事務局で確認して、修正が必要でしたらいたしますのでよろしいでしょうか。

○大山委員 お願いします。

○堤部会長 ありがとうございます。

そのほかに、委員の先生方、何かございますか。

よろしいでしょうか。

なければ、次の5. 魚介類における推定残留濃度ですが、変更がないということなので、次に行きたいと思います。

次の6、7、8. 諸外国における状況まで変更がないということです、4ページ、9. 残留規制に移りたいと思います。こちらは残留の規制対象については変更ないのですが、別紙3、37ページになるかと思いますが。こちらで大豆の基準値案が変更になっているかと思いますが。今回は国際基準を採用いたしまして0.05 ppmだったのが、今回ブラジルのデータを基に0.2 ppmの基準値案が出されております。こちらについて委員の先生方、いかがでしょうか。何かございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の10. 暴露評価に移りたいと思います。こちら暴露評価対象自体は変更はないのですが、先ほどの大豆の基準値案の変更に伴いまして、長期暴露評価を再計算しております。その表が4ページの一番下になります。再計算したのですが、表示上の数値には変更がないということになっているかと思いますが。こちらにつきまして御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、全体を通しまして御意見等がございましたらお願いいたします。

○折戸委員 折戸です。よろしいでしょうか。

3ページ目の3行目のLC-MS/MS なのですが、これは略語で、前のところに書く必要はないでしょうか。

○堤部会長 ここは初めて出てきているというところで、フルネームで書いたほうがよろしいということでしょうか。

○折戸委員 そのようなことです。

○堤部会長 こちらはぱっと見る限り、2ページ目にあります。折戸委員、すみません、2ページ目の真ん中辺りの3パラグラフ目、「または」から始まっている後のところに「LC-MS/MSで定量する」とございますので、これについてはよろしいでしょうか。

○折戸委員 そうですね、ちょっと見落としました。ありがとうございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。委員の先生方、何かございますか。

ございませんか。

それでは、御意見がないようでしたら、大山委員のコメントをいただきましたので、大山委員に御確認いただいた修正をもって確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に農薬の「1,3-ジクロロプロペン」の審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2-1を御覧ください。

本品目については、農薬取締法に基づく再評価に関わる連絡がなされたことに伴う基準値の設定について御審議いただくもので、令和元年12月以来5回目の審議になります。

1ページ、項目1の本剤の概要です。本剤は土壌くん蒸用に使用される殺線虫剤で、線虫の酵素の求核反応中心と化学結合をすることにより、酵素活性を阻害し、殺虫効果を示すと考えられています。化学名、構造、物性に関しては記載のとおりです。

2ページ、項目2. 適用の範囲及び使用方法是別紙1のとおりで、後ほど説明します。

項目3. 代謝試験です。植物代謝試験において、親化合物の残留は微量であり、10%TRRを超える代謝物は認められませんでした。適用後の親化合物は土壌中で広範囲に分解され、大部分は糖類、タンパク質、アミノ酸などの植物を構成する成分として取り込まれることが確認されています。

項目4. 作物残留試験です。分析対象化合物はE体及びZ体の1,3-ジクロロプロペンで、分析の概要は記載したとおりです。作物残留試験の結果は別紙2に示していますので、後ほど説明します。

続いて、項目5. ADI及びARfDの評価です。ADIは前回の0.02_mg/kg体重/日から今回0.025 mg/kg体重/日と設定されています。ARfDは前回から変更はありません。

3ページ、項目6. 諸外国における状況です。JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていませんが、米国、カナダ、EU、ニュージーランドにおいて野菜及び果実に基準値が設定されています。

続いて、項目7. 残留規制です。規制対象は親化合物のみとし、選定理由は記載のとおりです。基準値案の別紙3については後ほど説明いたします。

次に、項目8. 暴露評価です。暴露評価対象は親化合物のみとし、選定理由は記載のとおりです。4ページに暴露評価結果を示します。長期暴露評価では、いずれも対ADI比が1%未満でした。短期暴露評価については、各食品の短期推定摂取量が急性参照用量を超えていないことを確認しております。こちらは後ほど別紙4及び別紙5で説明します。

それでは、続いて別紙について御説明します。

5ページから19ページ、別紙1に適用の範囲及び使用方法を示しました。

20ページから23ページの別紙2に作物残留試験の結果を示します。分析法により定量限界値が異なりますが、いずれの作物においても残留濃度は定量限界未満でした。基準値の設定根拠及び暴露評価に用いた作物残留試験に印をつけております。

24ページから25ページの別紙3に基準値案を示します。試料中での保存安定性が十分に確認できない作物残留試験成績も提出されていますが、食品中の農薬の残留基準設定の基本原則の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき、0.01 ppmを設定する案としております。

26から27ページ、別紙4に長期暴露評価の推定摂取量を示します。幼小児の対ADI比が0.4%で最も高くなりました。

28から30ページ、別紙5-1及び5-2に短期暴露評価の推定摂取量を示します。国民全体及び幼小児のいずれもARfDを超えないことを確認しております。

最後に、答申案を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本品目ですが、本部会におきまして5回目の審議となります。今般は農薬の再評価に伴い審議するもので、それでは順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず1. 概要ですが、こちらは化学名が優先IUPAC名に従って変更されているのと、構造式の記載整備が行われております。委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

なければ、2. 適用の範囲及び使用方法に移りたいと思います。こちらでも一部変更されておりまして、別紙1、5から19ページになりますが、国内の適用方法と使用方法について記載されております。変更点としましては、薬用植物である薬用ニンジン及びミシマサイコが前回より削除になっているとのことです。こちらについて何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の3.代謝試験に移りたいと思います。こちらは新たに追加されたもので、植物代謝試験が記載されております。記載されている作物で試験が行われておりまして、親化合物の残留は微量であり、10%TRRを超える代謝物は認められなかったという記載となっており、極めて残留性が低いと考えられます。こちらについて委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の4.作物残留試験に移りたいと思います。記載整備のみで内容に変更はございませんので、次に行きたいと思います。

次が5.のADI及びARfDの評価になります。先ほど説明がありましたように、ADIが変更になっておりまして、前は0.02 mg/kg体重/日だったのが、今回0.025 mg/kg体重/日になっております。またARfDについては変更なしとなっております。こちらについて委員の先生方、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の6.諸外国における状況に移りたいと思います。一部変更がありまして、EUに基準値が設定されたため、それに関する情報が記載されております。こちらについて先生方、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の7.残留規制に移りたいと思います。残留の規制対象に変更はなく、親化合物のみとなっておりますが、植物代謝試験の結果を基に選定理由が整備されております。基準値案につきましては別紙3ということで、24と25ページになるかと思っております。こちらに示されているとおり、黒枠であるのが蜂蜜です。一番最後のほうにあるかと思いますが、こちらは蜜源作物に使用があるということで、蜂蜜の基準値案が新たに設定されているものと思われます。また本剤は極めて残留性が低いということで、作物残留試験結果も全て定量下限未満であることから、現行の基準値案につきましては、蜂蜜を除いては全て0.01 ppmとなっております。こちらについて委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の8.暴露評価に移りたいと思います。こちらも暴露評価対象には変更はなく、親化合物のみとなっております。植物代謝試験の結果を基に選定理由が記載整備されております。長期暴露評価の結果につきましては4ページの表に示されたとおりで、いずれの集団につきましても対ADI比は1%未満と極めて低い値となっているかと思っております。詳細につきましては別紙4の26、27ページに記載されております。また短期暴露評価につきましても、いずれの集団でもARfDを超えておらず、詳細につきましては別紙5-1と5-2、28から30ページになりますが、こちらに記載されております。委員の先生方、こちらにつきまして御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、全体を通して御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは確定させていただきます。

それでは、次が農薬「チアジニル」の審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3-1を御覧ください。

本品目は、農薬取締法に基づく農薬の再評価依頼が出されたことから御審議いただくもので、令和2年12月4日部会に続き、3回目の審議となります。

1ページを御覧ください。

項目1. 概要にありますように、本品目の分類は農薬であり、用途は殺菌剤です。化学名及びCAS番号、構造式及び物性については、前回から変更はございません。

次に、2ページを御覧ください。

項目2. 適用の範囲及び使用方法については、別紙1にて後ほど説明させていただきます。

続いて、項目3. 代謝試験です。(1)植物代謝試験(2)家畜代謝試験には、前回から変更はございません。代謝物略称一欄の化学名において記載整備を行っております。

次に、3ページを御覧ください。

項目4. 作物残留試験です。(1)分析の概要について①分析対象物質は、前回から変更はございません。②分析法の概要については記載整備を行っております。4ページに続きます。(2)作物残留試験結果については、別紙2にて後ほど確認いただきます。

次に、項目5. 魚介類における推定残留濃度です。これは前回から変更はございません。

次に、項目6. 畜産物における推定残留濃度です。これは5ページに続きます。(1)分析の概要の①分析対象物質は前回から変更はございません。②分析法の概要は記載整備を行っております。(2)家畜残留試験です。これは次の6ページ7ページ8ページに続きますが、前回から変更はございません。9ページを御覧ください。(3)飼料中の残留農薬濃度です。今般、最大飼料由来負荷と平均的飼料由来負荷が新たに算出されております。詳細については記載のとおりです。(4)推定残留濃度です。牛、豚及び鶏について、最大及び平均的飼料由来負荷と家畜残留試験の結果から畜産物中の推定残留濃度を算出しています。表3-1に牛の畜産物、表3-2に豚の畜産物について、次の10ページに続きまして、表3-3に鶏の畜産物について、それぞれの推定残留濃度が示されております。

次、項目7. ADIとARfDの評価です。これは前回から変更はございません。

次に、項目8. 諸外国における状況、これも前回から変更はございません。

次、11ページを御覧ください。

項目9. 残留規制です。残留の規制対象については、前回から変更はございません。選定理由は記載のとおりです。

続いて、項目10. 暴露評価です。(1) 暴露評価対象について前回から変更はございません。選定理由は記載のとおりです。次に、12ページに続きます。(2) 暴露評価結果①長期暴露評価です。最も高い幼小児では4.3%の占有率になっております。次の②短期暴露評価も問題はございません。

それでは、別紙について説明いたします。

13ページから17ページが別紙1です。国内の適用の範囲及び使用方法です。

続いて、18ページが別紙2で、国内の作物残留試験成績の一覧です。

次に、19ページが別紙3、基準値案です。基準値が変更された品目について、それぞれ太枠の四角囲いで示しています。牛の筋肉や脂肪など牛の畜産物について基準値が変更されております。

次、20ページが別紙4長期暴露評価の詳細で、推定摂取量の結果を示しております。

21ページが別紙5-1、22ページが別紙5-2で、短期暴露評価の推定摂取量の詳細を示しております。

最後に、ページ25から26ページが答申案です。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本品目は本部会におきまして3回目の審議となります。今般は農薬の再評価に伴い、審議するものです。それでは順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず1ページ目の1. 概要ですが、変更がないということですので、次に行きたいと思えます。

2ページ、2. 適用の範囲及び使用方法になります。こちらは一部変更があるということで、別紙1の17ページに脚注があると思うのですが、こちらの配合剤の一部が追記されているということです。こちらにつきまして委員の先生方、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次は3. 代謝試験に移りたいと思えます。代謝試験の記載整備が行われているのと、あと下のほうにある代謝物略称一覧の化学名が優先IUPAC名に従って一部変更になっております。こちらについて御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、3ページの4. 作物残留試験に移りたいと思えます。こちらは記載整備のみで内容に変更はないということですので、次に行きたいと思えます。

次が5. 魚介類における推定残留濃度になります。こちらにも変更がないということですので、次に行きたいと思えます。

次が6. 畜産物における推定残留濃度になります。こちらですが、分析方法等については変更はないのですが、新たに最大及び平均飼料由来負荷が算出されまして、畜産物の推定

残留濃度を再計算しております。6ページ目になるかと思うのですが、あと7ページ目に続いて表1になりますが、そのほか8ページ目の表2の残留濃度データは前回と変更はないのですが、これを用いて推定残留濃度が再計算されております。またその際、用いた平均的飼料由来負荷、最大飼料負荷が9ページ目の上の(3)になるかと思いますが、こちらに記載されております。これらを用いまして推定した残留濃度が表3-1です。9ページ目の下のほうになると思いますけれども、3-1が牛の結果で、3-2が豚、10ページの3-3が鶏の残留濃度結果になっております。濃度についてはいずれも親化合物と代謝物Cを合計した濃度で表されているかと思いますが。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の7.のADI及びARfDの評価に移ります。こちらは前回と変更なしということですので、次に移りたいと思います。

8.諸外国における状況も変更がないということですので、次の9.残留規制に移りたいと思います。残留規制ですが、規制対象については変更はなく、記載整備のみ行われております。基準値案につきまして別紙3が19ページになるかと思いますが、今回推定した残留濃度の計算に基づいて、基準値案が変わったものが太枠で示されております。牛に関係する基準値案が変更になっているかと思いますが。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、10.暴露評価に移りたいと思います。こちらの暴露評価対象自体は変更はなく、選定理由について記載整備が行われているかと思いますが。12ページ、長期暴露評価の結果が表に示されておまして、対ADI比は最も高い幼小児でも4.3%となっているかと思いますが。詳細につきましては別紙4の20ページに示されております。またARfDにつきましても評価されておまして、いずれの集団でもARfDを超えておらず、その詳細につきましては別紙5-1と5-2、ページで21と22になるかと思いますが。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

そのほか全体を通しまして御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長　ありがとうございました。

それでは確定させていただきたいと思います。

それでは、次は農薬「チオベンカルブ」の審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、資料4-1を御覧ください。

チオベンカルブについて説明をさせていただきます。令和7年7月部会で御審議をいただいた品目ですが、WTO通報に対して海外機関からの米（玄米をいう。）への基準値設定の要請がなされ、新たに作物残留試験成績が提出されたことから、再度御審議いただくものです。

部会報告書案につきましては、前回の令和7年7月部会からの変更点を中心に御説明いたします。

2ページ目、項目2. 適用の範囲及び使用方法については、新たな適用の範囲及び使用方法について今般の基準設定依頼のあった作物、稲を追記しています。

3ページ目、項目4. 作物残留試験については、(1)分析の概要は海外における稲の分析法を追記しています。4ページ目の(2)作物残留試験結果については別紙2-2に今回提出された稲（玄米）の試験成績を追記しています。ページはとびますが、13ページ目、(2)暴露評価結果です。①長期暴露評価は、作物残留試験成績の中央値を用いたEDI試算において、最も高い幼児で20.7%となっております。②短期暴露評価についてはARfDを超えないことを確認しております。

部会報告書案の説明はここまでです。

次に、別紙について御説明いたします。

14ページ目から別紙1です。

17ページ目、別紙1-2に新たな適用として稲（玄米）を記載しています。

18ページ目から別紙2です。今回提出された稲（玄米）の作物残留試験成績を追記しています。

20ページ目から別紙3です。提出された稲（玄米）の作物残留試験結果等を踏まえ、米（玄米をいう。）に基準値0.03 ppmを設定する案としています。

22ページ目が別紙4です。長期暴露評価の結果を示しております。

23ページ目及び24ページ目が短期暴露評価の結果を示しています。

以上で事務局からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございました。

本品目ですが、本部会におきまして4回目の審議となります。今般、令和7年7月部会における審議後に国外から基準値維持要請がなされたことから、事務局で整理を行った上で再審議するものになります。それでは順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず1. 概要ですが、変更がないということです、2ページに移りたいと思います。

次の2. 適用の範囲及び使用方法になります。こちらは追加がありまして、別紙1-2、ページでいうと17ページになるかと思いますが、こちらに米国の稲の使用方法が追記されております。こちらにつきまして委員の先生方、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

なければ、次が3. 代謝試験になりますが、こちらは変更なしということです、次に行きたいと思います。

3ページ目に行きまして、4. 作物残留試験になります。国内の分析の概要については変更がなしで、変更がありましたのが4ページ目です。こちらに記載されている海外の作物残留試験が追記されております。分析方法につきまして4ページに記載されておりまして、海外の稲の結果が別紙2-2、19ページになると思いますが、こちらに記載されて網がけされているかと思ひます。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、次の5. 魚介類における推定残留濃度ですが、変更がないということですので次に行きまして、次の7.8. も変更なしということですので、9. 残留規制に移りたいと思ひます。規制対象は変更はないということですが、基準値案について変更があるということで、別紙3、20ページを御覧いただきたいのですけれども、一番上で米の基準値案が0.03 ppmになっているかと思ひます。前回の審議のとき国内の作物残留試験データから0.01 ppmとしていたものからの変更になるかと思ひます。委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の10. 暴露評価に移りたいと思ひます。こちらの暴露評価対象につきましては変更なしということですが、基準値案の変更に伴ひ、暴露評価結果が変更になっております。13ページ目の①長期暴露評価につきまして、米の基準値案の変更に伴って再計算されております。その結果、前回よりはやや高い値となっているものの、最大のものでも対ADI比は幼小児で20.7%でありまして、ADIの80%よりはかなり低い値となっているかと思ひます。詳細につきましては別紙4ということで、22ページに示されているかと思ひます。また②短期暴露評価につきましても再計算されておりまして、いずれの集団でもARfDを超えないことを確認しております。こちらは詳細につきまして別紙5-1と5-2ということで、ページでいいますと23、24ページになるかと思ひます。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

ないでしょうか。

そのほか全体を通しまして御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、確定させていただきたいと思ひます。

それでは、次に農薬の「フェナザキン」の審議に入りたいと思ひます。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5-1を御覧ください。

本剤は国内における新規の農薬登録申請に伴う農産物及び魚介類の基準値設定依頼につ

いて御審議いただくもので、3回目の審議になります。

1ページ、1. 本剤の概要です。本剤はキナゾリン系の殺虫・殺菌剤です。化学名、構造、物性等に関しては記載のとおりです。

2ページ、項目2. 適用の範囲及び適用方法は別紙1-1から1-4のとおりで、後ほど御説明します。

続いて、項目3. 代謝試験です。(1)植物代謝試験は前回からの変更はありません。(2)家畜代謝試験において、可食部で親化合物の残留が一部の臓器で認められ、10%TRR以上残留した代謝物として代謝物M4、代謝物M8、Metabolite Gが認められました。代謝物の略称一覧表と残留試験の分析対象、残留の規制対象及び暴露評価対象となっている代謝物の構造を記載しております。

3ページ、項目4. 作物残留試験です。国内の①分析対象物質はフェナザキンで、②分析法の概要は記載のとおりです。海外の分析法は前回から変更はありません。4ページ、(2)作物残留試験結果で今回提出された全ての国内作物残留試験の概要は別紙2-1です。海外で実施された作物残留試験は前回からの追加はありません。

続いて、項目5. 魚介類における推定残留濃度は基準値設定依頼に伴い、追加しました。

5ページ、項目6. 畜産物における推定残留濃度です。前は記載がありませんでしたが、国際基準に畜産物が設定されたことから、JMPRの評価書に合わせて新たに追記しました。(1)分析の概要の①分析対象物質、②分析法の概要、(2)家畜残留試験の①乳牛を用いた残留試験で6ページ、表1に乳牛の試料中の残留濃度を示し、7ページ、(3)の畜産物の推定残留濃度で、表2に畜産物中の推定残留濃度を示しています。

項目7. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価については8ページ、前回からの変更はありませんが、記載整備を行っております。

項目8. 諸外国における状況は、JMPRにおける毒性評価が実施され、国際基準も設定されています。海外では米国、カナダ、EU及び豪州で基準値が設定されています。

項目9. 残留規制です。(1)規制対象は、前は「フェナザキン」のみでしたが、今回、「農産物、はちみつ及び魚介類にあってはフェナザキンとし、畜産物にあってはフェナザキン及び代謝物M4とする」案としております。

9ページ、(2)基準値案の別紙3については後ほど説明します。

項目10. 暴露評価です。(1)暴露評価対象については、前は「フェナザキン及び代謝物M12とする」でしたが、今回、「農産物及び魚介類にあってはフェナザキンとし、畜産物にあってはフェナザキン、代謝物M4及び代謝物M8とする」案としております。(2)暴露評価結果を示しています。①長期暴露評価では、EDI試算で最も高い幼児で67.2%となっております。10ページ、②短期暴露評価については、各食品の短期推定摂取量が急性参照用量を超えていないことを確認しています。こちらは後ほど別紙4及び別紙5で説明します。

続いて、別紙について説明します。

11ページ、別紙1-1に国内、～14ページに別紙1-2～1-4の海外の適用の範囲及び使用方法

を示しました。

15ページ、別紙2-1に国内、17ページ、別紙2-2、18ページ、2-3に海外の作物残留試験の結果を示しました。基準値の設定の根拠及び暴露評価に用いた作物残留試験に印をつけております。

19ページ、別紙3に基準値案を示します。登録有無欄に「申」の記載があるものは、今回基準値設定依頼があったもので、それ以外は国際基準から新たに設定する案としております。

21ページ、別紙4に長期暴露評価の推定摂取量を示します。

22ページ、幼小児の対ADI比が67.2%で最も高くなりました。

23ページ、別紙5-1及び24ページ、5-2に短期暴露評価の推定摂取量を示します。国民全体及び幼小児のいずれでもARfDを超えないことを確認しております。

27ページに答申案を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本品目ですが、本部会におきまして3回目の審議となります。前回審議時からの変更点を中心に審議を進めていきたいと思っております。それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず1. 概要になりますが、こちらは化学名が優先IUPAC名に従って記載されたのと、あと構造式の記載整備も行われているとのことです。こちらですが、委員の先生方、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

なければ、2ページ、2. 適用の範囲及び使用方法に移りたいと思っております。国内におけます適用の範囲及び使用方法が追加になりまして、別紙1-1、11ページに記載されており、全て網がけとなっております。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、次の3. 代謝試験に移りたいと思っております。家畜代謝試験が新たに追加されているとのことです。ヤギで実施されておりまして、親化合物の残留が認められるほか、代謝物として10%TRR以上認められたのが代謝物M4、M8、Metabolite Gとなっております。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、3ページの4. 作物残留試験に移りたいと思っております。こちらは国内の分析方法が追加されておりまして、分析対象は親化合物、フェナザキンのみとなっております。海外の分析方法につきましては、変更はないとのことです。4ページ、(2)作物残留試験結果に行きますが、こちらでは国内の作物残留試験の結果が別紙2-1で、15ページと16ページになるかと思いますが、こちらに追記されておりまして、全て網がけされているかと

思います。こちらにつきまして御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の5. 魚介類における推定残留濃度に移りたいと思います。新たに追記されているもので、本剤は水田以外で使用されることから、非水田のPECtier1の値と(2)生物濃縮係数のBCFkの255.6、高濃度のほうになると思いますが、これらの値を用いまして、その下の(3)で推定残留濃度が計算されているかと思います。その結果、推定残留濃度としては0.010の値が算出されているかと思います。委員の先生方、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

なければ、次の5ページの6. 畜産物における推定残留濃度に移りたいと思います。こちらでも新規で追記されているものになります。分析につきましては親化合物と代謝物M4を対象に行われておりまして、乳牛を用いた残留試験の結果が6ページの表1に示されております。肝臓と腎臓の代謝物M8と、あと乳の代謝物のM4とM8については実際には測定されていないのですが、代謝試験の結果から推定されているとなっているかと思います。またこちらの残留濃度と7ページ目の上のほうに書いてあります最大及び平均的飼料由来負荷を用いて計算した畜産物中の推定残留濃度が7ページの下の方の表2に示されております。こちらにつきまして先生方、何か御意見等はございますか。

○大山委員 大山ですけれども、よろしいですか。

表1の脂肪の濃度なのですけれども、37.5 ppm投与群のフェナザキン単独の最大が0.12 ppmですが、合計値は0.11 ppmとされていて、誤植かと思われますので、御確認をお願いします。

○堤部会長 ありがとうございます。そうですね。フェナザキンの濃度が最大で0.12 ppmとなっているのに、その下の合計値がそれ以下の0.11 ppmになっているので、ちょっと整合しないということでよろしいですか。

○大山委員 そういうことです。お願いします。

○堤部会長 すみません、事務局のほうでいま一度確認させていただき、修正が必要でしたら修正させていただきますので、よろしいでしょうか。

○大山委員 お願いします。

○堤部会長 ありがとうございます。

そのほかに何かございますか。委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、ないようでしたら、次は7. のADI及びARfDの評価に移りたいと思います。こちらですが、内容に変更はなく、記載整備のみとなっておりますので、次に移りたいと思います。

8. 諸外国における状況になります。こちらはカナダとオーストラリアの基準値、情報が追記されているとのことです。こちらにつきまして委員の先生方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の9. 残留規制に移りたいと思います。新しく農作物のほかに規制

対象が追記されておりまして、はちみつと魚介類では農作物と同様に親化合物のみと規制対象になっているかと思います。また畜産物にあっては親化合物と代謝物M4となっているかと思います。選定理由につきまして記載整備されております。次の9ページの基準値案については別紙3、19ページと20ページになるかと思いますが、こちらに示されているかと思います。先ほど説明がありましたように、登録有無欄に「申」の記載があるものが基準値設定依頼があったもので、今回の多くが作物残留試験データから基準値案が導出されているのが分かるかと思います。またそれ以外のものにつきましては国際基準等から基準値案を採用しているというふうになっているかと思います。そのほか、また畜産物の基準値案が次の20ページです。こちらにつきましては今回推定した国際基準を採用しているかと思います。魚介類についても先ほど説明した推定残留濃度から基準値案を設定しているかと思います。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の10. 暴露評価に移りたいと思います。9ページになるかと思いますが、暴露評価対象物質については一部変更がありまして、農作物と魚介類では親化合物、畜産物ではフェナザキンと代謝物M4とM8となっています。選定理由はその下に記載整備されております。前回農作物については親化合物と代謝物M12が暴露対象になっていたかと思いますが、M12が外れた理由については選定理由の1パラグラフ目の終わりから3行目から記載されているかと思います。また長期暴露評価の結果が9ページ目の一番下の表で示されておりまして、対ADI比は幼児で最も高く、67.2%となっておりますが、80%は下回るような結果となっております。詳細につきましては別紙4、21ページと22ページに暴露評価の詳細が示されているかと思います。また短期暴露評価につきましても、10ページ目の上のほうになるかと思いますが、算出した結果、ARfDを超えておらず、詳細につきましては別紙5-1と5-2ということで、23ページと24ページの両ページに記載されているかと思います。こちらにつきまして委員の先生方、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、全体を通しまして御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、大山委員にコメントいただきましたので、大山委員に御確認いただきました修正をもって確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項は全て議論いただきました。

審議結果の食品衛生基準審議会での取扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました「食品衛生基準審議会における確認事項」において、本部会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、本日の部会で御審議いただいた農薬5品目について、いずれの区分にて取り扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項であるクロラントラニリプロール、1,3-ジクロロプロペン、チアジニル、チオベンカルブ、フェナザキンについては、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」に該当するものとして、区分4（報告）としております。

なお、今後、食品安全委員会へ意見聴取予定である1,3-ジクロロプロペンについて、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明があった食品衛生基準審議会での取扱い原案につきまして、御質問、御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

特になければ、本部会としてそちらの取扱い案で審議会長の承認を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の手続について説明をお願いいたします。

○事務局 本日御審議いただきました農薬5品目につきましては、修正の必要なしとされた品目、1,3-ジクロロプロペン、チアジニル、チオベンカルブについては、本案をもって確定させていただきます。また修正の必要ありとされた品目、クロラントラニリプロール、フェナザキンについては、御確認いただいた修正版をもって確定させていただきます。

今後の手続につきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメントの募集、WT0通報、厚生労働省協議等、必要な手続を進める予定でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局からほかに何かございますでしょうか。

○事務局 次回開催日程等につきましては、改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の部会を終了したい

と思います。お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。